



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【 記事 】

- 1 新年度ごあいさつ
- 2 令和8年度体制
- 3 国内での高病原性鳥インフルエンザの発生状況
- 4 外国語ポスター等の活用について
- 5 飼養衛生管理基準遵守確認および埋却地の現地調査
- 6 令和8年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ
- 7 梅雨時期のハエ対策について

◆◆ 新年度ごあいさつ ◆◆

近年、家畜衛生を巡る情勢は転換点を迎えていると感じます。豚熱では感染が確認されれば全頭殺処分され、発生農場の関連農場までも殺処分されてきましたが、今後は家畜伝染病予防法が改正され、「選択的殺処分」となり繁殖豚やワクチン接種後20日以降の肥育豚等は殺処分対象から除外されることとなる予定です。また高病原性鳥インフルエンザでは、発生時の殺処分羽数を少なくするための「分割管理」や、「大臣指定地域」といった今までの飼養衛生管理基準より「一歩踏み込んだ取組み」が求められてきています。食品流通に出来るだけ影響を及ぼさない家畜衛生対策を進めていくことが必要となってきています。

今年度も立入検査では、「一歩踏み込んだ取組み」を実施していきます。この取組みは「慢性疾病対策による生産性向上」にもつながりますので、農家の方々と一緒に進めていきたいと思えます。

最後に、今年も人事異動により5名の職員が配属になり、新規採用職員から経験豊富な職員まで新しい人員で心機一転対応して参りますので、よろしくお願ひいたします。






中部農業事務所家畜保健衛生課長
(中部家畜保健衛生所長) 林 省二

◆◆ 令和 8 年度体制 ◆◆

4月1日付け定期人事異動により、本年度は以下の体制となります。

●令和 8 年度の職員一覧

転入者（旧所属）

課長		
次長		
環境衛生係 (環境指導、定期報告、耳標、 公共牧場、馬、山羊、めん 羊)	係長 	
防疫第一係 (牛、蜜蜂)	係長	
		
防疫第二係 (豚、鶏)	係長	
		
病性鑑定専門官		
病性鑑定第一係 (ウイルス、細菌)	係長 	
		
病性鑑定第二係 (病理、生化学)	係長	

◆◆ 国内での高病原性鳥インフルエンザの発生状況 ◆◆

○家きんにおける発生状況について

令和7年度シーズンは、4月末の時点で16道府県の家きん農場で24件の発生があり、殺処分数は過去4番目に多い576万羽に上りました。今シーズンは大規模農場や既発農場での発生が多い傾向がみられ、24件のうち8件が再発農場で、うち2件は3回目の発生となりました。

また、4月22日の青森県の発生以降も4月23日には岩手雫石町でハシブトカラスによる感染が確認されている状況です。気を緩めることなく対策をお願いいたします。また、野鳥での感染は、**カラス**の感染事例が増加しています。**堆肥舎にネットを設置するなど、カラス対策**をしっかりとお願いいたします。



○再発事例の特徴について

☆家きん舎の金網破損や壁の隙間



☆鶏舎内外で使用する重機の消毒が徹底されていない。

☆外部業者への更衣の指示等が不十分。

☆飼料庫において飼料がバラ積みで保管されており、ネコの出入口やネズミの糞を確認。

再発事例では、野鳥対策や飼養衛生管理基準が遵守されている農場が多い一方で、改善が不十分な点も確認されました。

○発生農場の状況

☆**通報遅れ**：大腸菌症等その他の疾病を疑い遅れた

☆**飼養衛生管理基準の不遵守**：更衣や靴の履き替え、手指の消毒・石灰散布が不十分など

☆**野生動物が侵入可能**：隙間や防鳥ネットの破損（イタチ侵入後の発生事例あり）

☆**ネズミの死体と痕跡**：ネズミ死体からウイルス分離された事例もあり

☆**野鳥の飛来**：農場近隣にカラスのねぐら、野鳥の古巣、堆肥舎内のスズメ

☆農場周辺の野鳥の生息

☆鶏以外：**あひるでは、ウイルスに感染していても死亡等の異常が明確でない**



◆◆ 外国語ポスター等の活用について ◆◆

外国語話者の従業員の方に、より正確に家畜伝染病対策を理解してもらうためのツールとして、農水ホームページには多国籍言語によるポスター、農場立入禁止の看板等が掲載されています。

（「海外から日本の農場に来る方への情報」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/jisshusei.html

「家畜の病気を防ぐために 1-3 家畜伝染病の侵入防止のお願い」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/index.html



・外国語版飼養衛生管理基準のガイドブックについて

公益社団法人 畜産技術協会において英語・インドネシア語・ベトナム語による飼養衛生管理基準ガイドブックが公表されました。こちらもぜひご活用ください。

(※翻訳版ガイドブックは令和3年10月施行の飼養衛生管理基準に基づいた内容となりますので、最新の飼養衛生管理基準と一部異なる部分がありますので、ご注意ください。)

以下のURL、また右のQRコードからもお覧になります。

（「特集（生産畜産部の取り組み）飼養衛生管理基準ガイドブック」<https://jacnet.zennoh.or.jp/action/index1.html>）



その他にも、インターネット上には、多国籍言語で飼養衛生管理基準について、理解醸成を促すための動画が公開されています。ぜひご活用ください。

◆◆飼養衛生管理基準遵守確認および埋却地の現地調査◆◆

令和7年度シーズンにおいても鶏インフルエンザの発生が多数認められています。農場の飼養衛生管理を改めて見直し、改善していくことが、農場を疾病から守るためには必要不可欠です。今年度も引き続き、飼養衛生管理基準の遵守確認のため農場への立入検査を予定しています。日程調整のため順次ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。

20万羽以上飼養している大規模農場については、毎年分割管理の導入の検討についても訪問時に確認しますので、ご用意ください。

また、飼養衛生管理基準で定められている埋却地の確保について、ご用意いただいている土地が埋却に適しているかの現地調査を実施予定です。調査は家保だけでなく、実際に埋却を行う群馬県建設業協会や中部農業事務所農村整備課も同行し、埋却地の面積や状況を確認させていただきます。こちらも順次ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。建設業者等への情報提供および現地調査の同意書を定期報告書に同封しましたので、同意いただける方は提出をお願いします。

☆大規模農場における分割管理の検討とは☆

農場分割を導入するための具体的な境界線を検討し、そのために必要になる従業員数・設備などを検討していただきます。その内容について、家畜保健衛生課が確認いたします。検討について不明な点がある方は、家畜保健衛生課にご相談ください。

※「分割管理導入には、人員・設備投資が必要になると聞いたから実施しない。」といった内容では、検討したことにはならないのでご注意ください。

◆◆令和8年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ◆◆

家畜伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。令和8年1月13日付けで報告様式等の書類をお送りしております。

未提出の方は至急提出をお願いします。

報告対象 家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

※教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含まれます。

提出書類

1. 定期報告書（所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等）
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）
3. 添付書類
4. 埋却予定地に関する同意書（同意いただける方）

ただし、飼養家畜頭羽数が次の場合は1.の書類のみの提出で構いません。

- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし : 6頭未満
- ・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 : 100羽未満
- ・エミュー、だちょう : 10羽未満



未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となります。また、家畜伝染病が発生した場合、殺処分した家畜の手当金について減額の対象となりますので、ご注意ください。

◆◆ 梅雨時期のハエ対策について ◆◆

梅雨時期は湿度と気温が高くなりハエの発生も多くなります。ハエは病原菌やウイルスの媒介や家畜にストレスを与え生産性を低下させるだけでなく、大発生すれば近隣住民にも迷惑をかけることとなりますので、早めに対策に取り組みましょう。

具体的な対策

- 1 発生源の徹底排除（掃除・乾燥）：
 - 食べ残しの飼料やふん便をこまめに片付けてハエに産卵場所を与えないようにしましょう。
 - 畜舎内の換気や排水に気を配り乾燥した状態を保ちましょう。
 - 堆肥の一次発酵を促し、発酵熱によりウジ・蛹を死滅させましょう。
- 2 薬剤・防除技術の活用：
 - 幼虫の発生する場所に IGR 剤（発育抑制剤）を散布し、幼虫を駆除しましょう。
 - 成虫には異なる系統の殺虫剤（ピレスロイド系・有機リン系製剤）をローテーションで使用しましょう。
- 3 その他
 - 畜舎周辺の除草をしましょう。ハエの休息場所を無くし、風通しが良くなります。
 - 畜舎内の乾燥を心掛けることは臭気対策にもなります。

家畜保健衛生所は **365 日 24 時間対応** の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。